

令和 7 年横審第 1 号

裁 決

漁船 A 漁船 B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官畑中充出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 6 年 7 月 1 2 日 0 4 時 3 6 分

茨城県高戸鼻東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	漁船 A	漁船 B
総 ト ン 数	4.9 トン	1.9 トン
登 録 長	11.95 メートル	8.10 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	421 キロワット	134 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配置し、同室前部中央に舵輪、その右舷側に魚群探知機、機関監視計器盤及び機関遠隔操縦レバー、舵輪左舷側にGPSプロッター2台、汽笛として電子ホーンをそれぞれ備えた、機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和6年7月12日03時30分茨城県久慈漁港を発し、同県大津漁港東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、日頃、操船中に魚群探索を行う際、操舵室後方の入口に操船用の渡し板を取り付け、同板に立った姿勢で操舵室越しに前方を見ながら遠隔操縦用装置を用いて操舵を行い、同じ立ち位置で時々下方を向いて操舵室内のレーダー及び魚群探知機の画面に視線を移し、反応を確かめては視線を戻すことを繰り返して操船に当たるようにしていた。

a受審人は、昨日の漁場に先行した久慈漁港の同業の漁船から魚群がないと情報を得て、魚群を探索しながら北上することとし、04時26分半僅か前茨城県高萩市に所在する標高35.8メートルの三等三角点高戸（以下「高戸三角点」という。）から151度（真方位、以下同じ。）3.0海里の地点で、針路を026度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、2海里レンジでノースアップ表示としたレーダーを作

動させ、魚群探知機の画面を見ながら魚群の探索を行っていたところ、04時33分半僅か過ぎ高戸三角点から120度2.5海里の地点に達し、左舷前方1,080メートルのところに、Bの映像を認め、同船を初認した。

a受審人は、04時34分高戸三角点から118度2.5海里の地点に達したとき、Bが、左舷船首9度900メートルのところとなり、その後前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同船を初認したときにほとんど移動していないように見えたので、一見して伊勢えび漁の揚網中の漁船であり、そのままBと航過距離を保って無難に航行できるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても、衝突を避けるための協力動作をとらずに続航し、04時36分僅か前船首至近にBを認め、右舵一杯としたものの、効なく、04時36分高戸三角点から108度2.5海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に前方から77度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、常用薄明の始まりが03時58分、日出時刻が04時28分であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画中央に舵輪、その右舷側にレーダー、舵輪左舷側にGPSプロッター、魚群探知機及び機関操縦レバーをそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日03時50分大津漁港を発し、高戸鼻東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Bが行う一本釣り漁業は、ひらめひき釣り漁と称され、ひらめを主な対象とし、船尾甲板に備えた1本の釣りざおから出した幹糸の先端に、生餌を釣針に付けた仕掛けを装着した潜航板をつなぎ、水深に合わせて電動機で幹糸の伸出量を調整し、同甲板左舷側に設置した操業用の椅子に腰を掛けた姿勢で、2.5ノットないし3.0ノットの速力でひき、GPSプロッターを見ながら仕掛けが海底の岩場の近くを通過するように操船するものであった。

b受審人は、04時20分前示漁場に到着し、幹糸を約40メートル出した状態で操業を行い、04時22分半少し過ぎ高戸三角点から098度2.0海里の地点で、針路を139度に定め、2.8ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、04時33分半僅か過ぎ高戸三角点から106度2.4海里の地点に差し掛かり、右舷前方1,080メートルのところに北上するAを含めた5隻の漁船を目視で初認し、04時34分高戸三角点から107度2.4海里の地点に達したとき、Aが、右舷船首58度900メートルとなり、その後前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近している状況を認めたが、日頃、低速力で操業していれば他船が自船の進路を避けてくれており、このときも、先行する2隻が自船を避けてくれたので、Aも同様に自船の進路を避けてくれるものと思い、速やかに針路を右方に転じるなど、Aの進路を避けなかった。

こうして、b受審人は、04時36分僅か前Aが至近に迫り機関を全速力前進とし、左舵一杯としたものの、及ばず、Bは、船首が129度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首外板に擦過傷を生じたが、のちに修理され、Bは右舷船首部外板に亀裂等を生じ、のちに廃船処理され、b受審人

が腰椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、高戸鼻東方沖合において、北上するAと東行するBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

事実の経過で示したとおり、Aは、航行中の動力船に該当し、Bは、ひらめひき釣り漁の操業中であつたものの、その漁具によって操縦性能が制限される状態ではなかつたことから、漁ろうに従事している船舶とは認められず、航行中の動力船に該当することになる。

両船は、互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、両船の付近には、航行の支障となる障害物や他船は存在せず、衝突のおそれがある見合い関係が生じたのち、Bが避航義務を、Aが針路及び速力の保持、警告信号並びに協力動作履行の各義務を果たすに十分な時間的、距離的余裕があつたものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第15条によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、高戸鼻東方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、東行するBが、前路を左方に横切るAの進路を避けなかつたことによって発生したが、北上するAが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかつたことも一因をなすものである。

b受審人は、高戸鼻東方沖合において、操業しながら東行中、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するAを認めた場合、速や

かに針路を右方に転じるなど、同船の進路を避けるべき注意義務があった。ところが、同人は、日頃、低速力で操業していれば他船が自船の進路を避けてくれており、このときも先行する２隻が自船を避けてくれたので、Aも同様に自船の進路を避けてくれるものと思い、Aの進路を避けなかった職務上の過失により、同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、高戸鼻東方沖合において、魚群を探索しながら北上中、左舷前方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bを初認したときにほとんど移動していないように見えたので、一見して伊勢えび漁の揚網中の漁船であり、そのまま同船と航過距離を保って無難に航行できるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢のまま接近する状況に気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年8月27日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 米 倉 毅

審判官 上 羽 直 樹

審判官 高 木 省 吾